

法第14条4号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する科目等:科目対応表

指定規則 (タスク・シフト/シェアに伴う追加教育を 踏まえた事務局提案)	告示科目の単位数 ※該当する科目は右に記載	該当する告示科目
人体の構造及び機能(6単位)	人体の構造及び機能に該当する科目(6単位)	解剖学 生理学 生化学 ①
臨床工学に必要な医学的基礎(9単位)	臨床工学に必要な医学的基礎に該当する科目(9単位)	医学概論 公衆衛生学 病理学 生化学 ② 免疫学 薬理学 チーム医療概論
臨床工学に必要な理工学的基礎(16単位)	臨床工学に必要な理工学的基礎に該当する科目(16単位)	電気工学 電子工学 計測工学 応用数学 機械工学
臨床工学に必要な医療情報技術とシステム工学の基礎(7単位)	臨床工学に必要な医療情報技術とシステム工学の基礎に該当する科目(7単位)	医用工学 ①
医用生体工学(7単位)	医用生体工学に該当する科目(7単位)	生体物性工学 医用材料工学 医用工学 ②
医用機器学及び臨床支援技術(10単位)	医用機器学及び臨床支援技術に該当する科目(10単位)	医用機器学概論 医用治療機器学 ① 生体計測装置学 ① 臨床支援技術学
生体機能代行技術学(12単位)	生体機能代行技術学に該当する科目(12単位)	生体機能代行技術学
医療安全管理学(6単位)	医療安全管理学に該当する科目(6単位)	医用治療機器学 ② 生体計測装置学 ② 医療安全管理学
関連臨床医学(7単位)	関連臨床医学に該当する科目(7単位)	臨床医学総論
臨床実習(7単位)	臨床実習に該当する科目(7単位)	臨床実習

※臨床実習における1単位は、30～45時間とする。

法第14条4号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する科目等：指定科目の具体的教科内容

※ 赤字は、タスク・シフト/シェアに伴う追加教育に相当する教科内容

指定科目 (事務局提案の科目)	具体的な教科内容	必須内容
解剖学	1 人体発生の概要 2 細胞と組織 (1) 細胞の特徴 (2) 各組織の構造 3 器官系統の解剖 (1) 骨格系 (2) 筋系 (3) 呼吸器系 (4) 脈管系 (5) 消化器系 (6) 泌尿器系 (7) 内分泌器系 (8) 生殖器系 (9) 神経系 (10) 感覚器系 4 解剖実習 (1) 人体、人体模型による各部の観察 (2) 正常組織の顕微鏡観察	◎ ◎ ◎ ◎
生理学	1 生理的機能と構造 (1) 体液と血液 (2) 循環 (3) 呼吸 (4) 消化器 (5) 代謝および栄養 (6) 腎臓 (7) 体温とその調節 (8) 内分泌 (9) 生殖器 (10) 神経系 (11) 感覚器 (12) 筋 2 実習	◎ ◎
医学概論	1 医学の歴史的変遷 2 医療機器の歴史的変遷 3 医療従事者の倫理 4 将来の展望	◎ ◎ ◎ ◎
公衆衛生学	1 概論 (1) 公衆衛生の概要 (2) 疾病予防と疫学調査法 2 各論 (1) 人口動態 (2) 保健 (3) 生活環境 (4) 公害 (5) 食品衛生 (6) 労働衛生 (7) 衛生統計 (8) 健康の保持増進と予防医学 (9) 衛生行政	◎ ◎

